

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和6年2月

生 駒 市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本市は、奈良県の北西部、近畿のほぼ中央に位置し、生駒山系と矢田丘陵など山々に囲まれ、やや少雨で比較的温暖な気候条件と、大都市との近接性を背景に水稻、野菜、黒大豆等の農業生産が展開されてきた。

今後は、本市農業の特性を踏まえながら、担い手を中心に施設等による高収益性の作目や作型の導入を進め、産地化の形成を推進する。また、小規模の経営体についても、担い手とともに地域を支えているという実情を踏まえ、営農の継続が図られるよう配慮する。さらに農外企業の参入や、定年退職者などシニア世代の農業への参画、農業法人等での雇用就農、農福連携による障がい者雇用や作業委託、農業を副業的に営む経営体などの新規参入についても拡大を図っていく。

2 農業構造については、都市的土地需要が拡大し、また兼業農家が増加した。近年、農業者の高齢化、これに伴う担い手不足、遊休農地の増加等が深刻化している。また、都市化の進行に伴い、地域の環境は悪化傾向にある。

近年、都市住民からは、新鮮で安全安心な農作物の需要が高まる中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、兼業農家から規模的拡大を志向する農家への流動化は、これまで顕著な進展をみないまま推移してきた。しかし、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

また、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れがある。

3 このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的には、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）などの担い手については、主たる従事者1人当たり、地域の他産業従事者と均衡した年間労働時間である概ね2,000時間を目標とするとともに、他産業従事者の所得（退職金等を含む）に相当する概ね360万円を年間農業所得の目標とする。

4 将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

これには、奈良県農業協同組合、生駒市農業委員会、県北部農業振興事務所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、生駒市地域農業再生協議会を活用し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の生駒市地域農業再生協議会が主体となって営

農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、生駒市農業委員会などが中心となり掘り起こし活動を強化するとともに、農地中間管理事業も活用し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、農地の流動化に関しては、全市的に展開し集団化・連担化した条件で担い手に農地が利用集積されるよう努める。

特に、近年、増加傾向にある耕作放棄地については、今後、耕作放棄地となる恐れがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、認定農業者等への利用集積を図るなど、積極的に耕作放棄地の発生防止及び解消に努める。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、県北部農業振興事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作物（以下「戦略的作物」という。）の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を行うことにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図る。さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

また、今後も持続的に農業経営の展開を図るために環境へ配慮した農業への取組を進め、みどりの食料システム戦略の推進における農業の生産性向上と持続性の両立を推進するため、環境負荷低減事業活動に取り組む農業者の育成に努める。

農業の経営を家族の話し合いと男女共同参画によって充実・成長させるために家族経営協定の締結を推進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、生駒市農業委員会の支援による農地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、農地中間管理事業その他支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者

にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 生駒市地域農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支店単位の研修会の開催等を県北部農業振興事務所の協力の下、実施する。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 農業を支える担い手の確保・育成は、農業を魅力とやりがいのある職業とし、農業後継者は勿論のこと、地域農業の維持・発展のために、非農家や他産業などから新たに農業経営を営もうとする青年等（以下、新規就農者という。）を確保し、確実に地域に定着することが重要であり、新たな担い手を支援することにより、本市の農業の健全な発展を図るものとする。

意欲ある担い手への農地の集積については、農地中間管理事業を活用し、必要に応じて担い手が活用しやすい形で条件整備等を図り、担い手の農地の基盤強化を支援する。

新規就農者については、主たる従事者1人当たり、年間労働時間は概ね2,000時間を目標とするとともに、施設・機械等の初期投資がかさむことを考慮し、概ね250万円を年間農業所得の目標とする。

特に法第14条の4第1項の青年等就農計画の認定制度については、本制度を新規就農者の育成施策の中心に位置づけ、生駒市農業委員会の支援による農地利用のこれら認定新規就農者への集積は勿論のこと、その他の支援措置についても認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。具体的な青年等就農計画の認定は以下のとおり実施する。

- (1) 本市の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等は、青年等就農計画を作成し、これを本市に提出して、その青年等就農計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。
- (2) 本市は提出された就農計画の内容が基本構想に照らし、適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その計画を認定するものとする。
- (3) 就農希望者に対して本市では就農に対する相談や研修、就農計画の作成支援などを行い、新規就農を促進するとともに、就農後については定着促進に向けたフォローアップ体制等を整備する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 第1の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
イチゴ 専作 (土耕)	<作付面積等> 12月どり 30 a <経営耕地面積> 36 a	<資本装備> パイプハウス 30 a 育苗ハウス 6 a 倉庫・作業舎 50㎡ 保冷库 1 坪 トラクター 20ps 1台	・複式簿記記帳の 実施による経営 と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づ く給料制・休日制の 実施 ・農繁期の臨時雇用の 確保
イチゴ 専作 (高設栽培)	<作付面積等> 12月どり 30a <経営耕地面積> 36a	<資本装備> パイプハウス 30 a 育苗ハウス 6 a 高設ベンチ 30 a 分 温湯暖房機 3 台 倉庫・作業舎 50㎡ 保冷库 1 坪 <その他> ・軽作業化のため高設ベン チの導入		
イチゴ +トマト	<作付面積等> イチゴ 12月どり 30 a トマト 半促成 30 a <経営耕地面積> 36 a	<資本装備> パイプハウス 30 a 育苗ハウス 6 a トラクター 20ps 1台 倉庫・作業舎 50㎡ 保冷库 1 坪 <その他> ・トマト接ぎ木苗の導入		
ナス専作	<作付面積等> 夏秋ナス 20 a 半促成ナス 20 a 水稻 50 a	<資本装備> パイプハウス 20 a トラクター 20ps 1 台 田植機 4 条 1 台 コンバイン 2 条 1 台		

	<経営耕地面積> 90 a	倉庫・作業舎 50㎡ <その他> ・夏秋ナスは水稻と輪作して連作障害を回避		
施設軟弱 (ホウレンソウ +ミズナ)	<作付面積等> ホウレンソウ 160 a ミズナ 40 a <経営耕地面積> 40 a	<資本装備> パイプハウス 40 a トラクター 20ps 1台 倉庫・作業舎 50㎡ <その他> ・ホウレンソウは年間4作		
施設軟弱 (コマツナ)	<作付面積等> コマツナ 300 a <経営耕地面積> 60 a	<資本装備> パイプハウス 60 a トラクター 20ps 1台 倉庫・作業舎 50㎡ 保冷库 2坪 <その他> ・コマツナは年間5作		
ネギ専作	<作付面積等> 葉ネギ 270 a <経営耕地面積> 91.2 a	<資本装備> 育苗ハウス 1.2 a トラクター 20ps 1台 移植機4条 1台 トラック1.5t 1台 倉庫・作業舎 100㎡ <その他> ・移植栽培による年間3作		

2 新たな農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

新規就農者が第1の6に示した目標を達成するために目指すべき農業経営の指標として、過去の新規就農者の事例等を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次の通りである。

野菜経営				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
イチゴ 専作 (土耕)	<作付面積等> イチゴ 12月どり 15 a <経営耕地面積> 19 a	<資本装備> パイプハウス 15 a 育苗ハウス 4 a トラクター20ps 1台 倉庫・作業舎 50㎡ 保冷庫 1坪 <その他> ・土耕栽培により初期費用を軽減	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施
イチゴ (土耕) +ナス	<作付面積等> イチゴ 12月どり 15 a ナス 夏秋栽培 5 a <経営耕地面積> 24 a	<資本装備> パイプハウス 15 a 育苗ハウス 4 a トラクター20ps 1台 倉庫・作業舎 50㎡ 保冷庫 1坪 <その他> ・イチゴは土耕栽培により初期費用を軽減		
施設軟弱 (ホウレンソウ +ミズナ)	<作付面積等> ホウレンソウ 120 a ミズナ 30 a <経営耕地面積> 30 a	<資本装備> パイプハウス 30 a トラクター20ps 1台 倉庫・作業舎 50㎡ <その他> ・ホウレンソウは年間4作		
施設軟弱 (コマツナ)	<作付面積等> コマツナ 150 a <経営耕地面積> 30 a	<資本装備> パイプハウス 30 a トラクター20ps 1台 倉庫・作業舎 50㎡ 保冷庫 2坪 <その他> ・コマツナは年間5作		

第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、新規就農者総合対策等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 県、市、農業協同組合は、就農希望者への就農相談対応、研修の実施、就農後の定着に向けたサポートを行う。
- ② 県農地中間管理機構、本市農業委員会は新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ③ 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、本市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標として

示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の 農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標
面積シェア 5.0%

なお、面的集積の目標については、生駒市において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整や圃場整備等を行い、県、生駒市、生駒市農業委員会、県農地中間管理機構が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連たん化や団地面積の増加を図ることとする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

都市化の進展に伴う都市的土地需要の拡大と米の生産調整に伴う土地利用の関係により、従来から培われてきた地域農業の形態が大きく変容している。また、自立農家層と零細規模農家層の分極化、安定的な農外就業、兼業化の定着の中で農家数と耕地面積は、共に年々減少の傾向にある。このような情勢の中、農業後継者の育成を進める一方で、農地の集約等による経営の合理化、土地利用の効率化を推進する。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農地の利用集積等

農業のあり方を地域内で合意形成する地域計画を進め、地域計画に基づき、関係市町村との連携や農地中間管理事業の活用により担い手への農地の集積・集約化を進め、地域農業の維持発展を目指す。

(3) 地域計画の実現に向けた具体的な取組内容及び関係機関及び関係団体との連携等

地域計画の実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

- ① 認定農業者、集落営農組織、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成
- ② 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成
- ③ ブロックローテーションの推進及び戦略的作物の導入
- ④ 農地中間管理事業の活用

なお、これらの施策の円滑な推進のため関係機関との間で農地に係る情報提供の共有化を進めるとともに、関係各課、生駒市農業委員会、奈良県農業協同組合、北倭土地改良区、生駒市地域農業再生協議会等による指導体制の整備を行う。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

奈良県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する

る基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
 - ② その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施する。
以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当だと認められる区域ごとに協議の場を設けることとする。具体的には、これまで人・農地プランの実質化が行われている地域のほか、地形や水利等の自然的条件、農産物の生産状況や用地の集約化に向けた取り組みについて、農地の貸し手や受け手の話し合いや合意形成が行いやすく、その取組の着実な実現が図られると考えられる区域ごととする。

(2) 協議の場の開催時期

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する地域計画対象地区ごとに農繁期を除いて設定することとし、開催にあたっては、ほかの農業関係の集まりを積極的に活用し周知を図る。

(3) 協議の場の参加者

参加者のついては、農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員、県北部農業振興事務所、生駒市、農業協同組合、県農地中間管理機構の事業推進員、土地改良区、その他関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行う。
なお、協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせの対応を行うための窓口を農林課に設置する。

(4) 協議の場において協議すべき事項

協議の場では、参加者により次の事項を主に協議する。

- ① 地域計画対象地区における農業の将来の在り方
地域計画対象地区の現状や課題を踏まえ、目指すべき将来の地域農業について協議する。
- ② 農業上の利用が行われる農用地等の区域
農地については、今後もできる限り農業上の利用が行われるよう、農用地等の区域を設定することを基本としつつ、農業生産利用に向けた様々な努力を払ってもなお農業上の利用がない農地については、保全等が行われる区域とするなど、地域の現状や将来の見込みについて協議する。

③ その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための必要事項

①②を基に、10年後の将来の目指すべき姿に向け、次に掲げる事項について協議する。

- (ア) 農用地の集積・集約化の方針
- (イ) 県農地中間管理機構の活用方針
- (ウ) 基盤整備事業への取り組み方針
- (エ) 多様な農業経営体の確保・育成の取組方針
- (オ) 農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
- (カ) その他、地域計画の対象地区事情に応じた事項

(5) 地域計画の進捗管理

生駒市は、地域計画の策定にあたって、奈良県・生駒市農業委員会・県農地中間管理機構・奈良県農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととする。

(6) 利用権設定等促進事業に係る経過措置

令和4年法律第56号（農業経営基盤促進法等の一部改正）により、生駒市基本構想の記載事項から「利用権設定等促進事業に関する事項」が削除されたが、同法経過措置により令和7年3月31日まで引き続き農用地利用集積計画の作成を行うことができるとされている。このため本誌においては、法改正の趣旨を踏まえ同事項を削除するうえで、経過措置の間は、改正前の農業経営基盤強化促進法第6条の規定により定められた「生駒市農業経営基盤強化促進基本構想」（令和4年3月策定）に基づき、農用地利用集積計画の作成等を行うこととする。

2 農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

1に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

イ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

奈良県農業協同組合、生駒市農業委員会、県北部農業振興事務所、北倭土地改良区、水利組合、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地

利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

生駒市農業委員会、奈良県農業協同組合、北倭土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、生駒市地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成27年9月10日から施行する。
- 2 令和 4年 3月 2日改正
- 3 令和 6年 2月 1日改正